## 入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	510円	
		●(例外1)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
		●(例外2)精神病床入院患者(※1)	260円
●低所得者(住民税非課税)	●低所得者Ⅱ(※2)	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		●過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	●低所得者 I (※3)	110円	

- ※1 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者
- ※2 低所得者 ||:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者 | 」以外の者
- ※3 低所得者 I:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、 あるいは②老齢福祉年金受給権者

## 国保野上厚生総合病院